国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収 法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成26年1月29日

京都市長 門川 大作

- 1 公売(入札)開始日時平成26年2月25日午前10時30分
- 2 公売(入札) 締切日時平成26年2月25日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所京都市東山区清水五丁 130番地の6京都市東山区役所 3階大会議室
- 4 公売の方法入札
- 5 公売保証金の納付期限 平成26年2月25日午前10公売中止
- 6 開札の日時平成26年2月25日午前11時0分
- 7 売却決定の日時平成26年3月4日午前11時00分
- 8 売却決定の場所京都市東山区清水五丁目130番地の6京都市東山区役所 地下1階 第1会議室

11 公売財産上の質権者,抵当権者等の権利内容

- 9 買受代金の納付期限平成26年3月4日午後3時00分
- 10 買受人の資格その他の要件 国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は,買受人となることはできません。
- 公売財産上に質権, 抵当権, 先取特権, 留置権その他公売財産の売却代金から配当を 受け取ることができる権利を有する者は, 売却決定の日の前日までにその内容を申し出 てください。

N 公売財産の表示,公売保証金額及び見積価額 別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手(銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。)でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、 焼失等による損害の負担は買う
- (6) 公売財産の権利移転に伴うを受けます。
- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は、いかたる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売区報は、行財政局税務認収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 壳型区分

行財 19

2 見積価額

1,590,000円

3 公売保証金

160,000円

4 公売財産の表示

一棟の建物の表示

所 在 京都市南区古祥院観音堂町 38番地

建物の名称 サニーハイツ塔南

構 造 鉄筋コンクリート 造陸屋根 7 附建

床 面 積 1階 851.49㎡

2階 588公売中止

3階 642. 78m

4階 642. 7 8 m²

5階 642. 78㎡

6階 642. 78㎡

7階 5 18. 4 7㎡

敷地権の目的である土地の表示

土地の符号 1

所在及び地番 京都市南区吉祥院観音堂町38番

地 目 宅地

専有部分の建物の表示

家 屋 番 号 観音堂町 38番の712

建物の名称 712

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 7階部分 35.57㎡

数地権の表示

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10万分の994

以上登記簿による表示

- 5 公売財産の概要
 - (1) 公売財産は、JR東海道本線「西大路」駅から南方へ約1.9km(道路距離)に 位置し、市バス「吉祥院堂ノ後町」停留所に近接している。
 - (2) 公売財産の敷地は、間口(南側)約26m,奥行約7万mの長方形地であり、南側が幅員約22mの舗装市道(久世橋通)に等高に接面している。

なお、公売財産の敷地の南側部分(概測約195㎡)が都市計画道路の区域となっている。

- (3) 公売財産の建築時期は昭和56年6月頃であり、建物全体の管理の状況は概ね良好であるが、専有部分の建物内 公 売 中止 る。
- 6 法的規制,利用状況等
 - (1) 公売財産は指定容積率の異なる地域に跨っている。

久世橋通との道路境界から25mまでの地域

工業地域,指定建蔽率60%,指定容積率300%,準防火地域,20m第五種高度地区,町並み型建造物修景地区,都市計画道路(久世橋通)の区域を含む(久世橋通)の区域を含む(久世橋通との道路境界から7./5mまでの地域),遠景デザイン保全区域(4)(11)(3

8),屋外広告物第5種地域

久世橋通との道路境界から25mを超える地域

工業地域,指定建蔽率60%,指定容積率200%,準防火地域,20m第五種高度地区,町並み型建造物修景地区,遠景デザイン保全区域(4)(11)(38), 屋外広告物第6種地域

- (2) 公売財産は平成25年12月6日現在,所有者が居住している。
- 7 その他公売条件
 - (1) 管理組合の申立てによると、月額の管理費等の内訳は管理費5,800円、修繕積立金2,060円、水道料金(使用量により徴収)であり、平成25年12月現在、

未納額の合計は、547、603円である。

なお、管理規約によると、管理組合が管理費等について有する債権は、区分所有者 の包括承継人及び特定承継人に対して行うことができると規定されている。

(2) 公売財産の管理及び使用に関する規約等の詳細については、管理会社へお問い合わせください。

※管理会社の問合せ先 和光建物総合管理株式会社 TEL (075) 222-0110

- (3) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください
- ※ 問合せ先 京都市で財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)

公売中止